

第44期定時株主総会招集ご通知

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

- （１）事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- （２）連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- （３）計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

コンピューターマネジメント株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、内部通報制度の導入、並びにその周知と運用の徹底をしております。
 - b. コンプライアンス規程を制定し、当社グループのコンプライアンス担当部所は経営企画室とし、コンプライアンス担当役員を経営企画室担当役員としております。
 - c. 経営企画室担当役員は必要に応じて従業員等を対象とした企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上及びコンプライアンスの実践を図るための教育・研修計画を策定・実施しております。
 - d. 不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営を強化するため、内部通報規程を制定し、社内及び社外に通報窓口を設置して、当社グループの従業員及び当社グループの取引先従業員からの通報を受け付けております。
 - e. 内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については代表取締役社長及び監査役に報告しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 情報セキュリティについては、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティに関する法令や社内規程が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施しております。
 - b. 職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制としております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 財務、品質、災害、情報セキュリティ等経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理規程の制定及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行うこととしております。
 - b. 監査役会及び内部監査室は各部所のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会規程に基づき取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行っております。取締役会では、各部所の事業計画の進捗状況の報告、計画遂行のための部所間調整等を実施し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っております。
 - b. 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において取締役の職務権限を定め、業務遂行に必要な職務権限の行使を規程に基づいて適正かつ効率的に実施できる体制としております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの企業規模等を踏まえ、業務執行とその監督は完全に分離せず、現場に精通し業務執行する者で取締役会を構成しております。また、子会社においては当社取締役の一部が子会社の取締役を兼務しており、重要な会議に出席することで定期的に経営状況の把握に努めるとともに、関係会社管理規程において当社への報告事項や承認事項を明確にしております。なお、当社の常勤監査役は子会社への往査を行うことでグループ経営の視点から経営及び監督の強化に取り組むこととしております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役会が必要とした場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する従業員を置くこととしております。
- ⑦ 上記⑥の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 当該従業員の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重して行うことにより、取締役からの独立性を確保しております。
 - b. 当該従業員は、監査役会の職務を補助する際には、専ら監査役会の指揮命令に従うこととし、監査役以外の取締役等から指揮命令を受けないこととしております。
- ⑧ 当社グループの取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に報告するための体制
- a. 代表取締役社長及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行報告を行うこととしております。
 - b. 取締役及び従業員等は、監査役会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。

- c. 取締役及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、監査役会に対して報告を行うこととしております。
- d. 内部監査室は、定期的に監査役会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うこととしております。
- e. 管理部は、監査役会に対し、必要に応じて当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うこととしております。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員等は、監査役会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、外部に相談連絡窓口を設置することとしております。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑪ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会は、内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めることとしております。
- b. 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見を交換する機会を設けることとしております。
- c. 監査役が弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図れる環境を整備することとしております。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

- a. 反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために当社グループの基本姿勢を明確にするとともに、取引先等チェック実施要領に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施することとしております。
- b. 管理部は社内研修等で定期的に注意喚起することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス全般に関する課題及び対応策につきましては、取締役会等の重要会議を通じて、情報を共有し、対応策を立案・実施しております。また、全従業員に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の拡充・実践を図っております。内部通報窓口は、外部弁護士への通報窓口も備え、通報者のプライバシーに配慮した通報制度を構築しております。

② リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催し、各部署及び子会社から発生したリスク及び予見されるリスクに関する報告を受け、これに対する対応策を協議しております。

③ 子会社管理体制

子会社に対しては、関係会社管理規程等に基づく管理及び定期的な監査を実施するとともに、担当取締役が取締役会において子会社の経営状況や活動状況について報告を行うなど、適切な管理を行っております。

④ 取締役の職務執行体制

取締役会規程に基づき、毎月の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議、中期経営計画の進捗状況、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

⑤ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、業務執行の適正性を監査しております。また、各部署及び子会社に対する往査の実施、社外取締役との情報共有、内部監査室・会計監査人との情報交換・連携を行い、より実効的な監査体制の構築に努めております。

連結株主資本等変動計算書

（令和 6 年 4 月 1 日から）
（令和 7 年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	404,398	354,398	2,255,774	△342	3,014,229
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△81,439		△81,439
親会社株主に帰属する当期純利益			397,887		397,887
自 己 株 式 の 取 得				△70	△70
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額 （ 純 額 ）					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	－	－	316,448	△70	316,378
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	404,398	354,398	2,572,223	△412	3,330,607

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	199,333	△15,922	183,411	3,197,640
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△81,439
親会社株主に帰属する当期純利益				397,887
自 己 株 式 の 取 得				△70
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額 （ 純 額 ）	△17,868	84,034	66,165	66,165
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△17,868	84,034	66,165	382,543
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	181,465	68,111	249,576	3,580,184

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結対象としており、内容は以下のとおりであります。

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 ノックス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b. 棚卸資産

商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げ方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げ方法）を採用しております。

② 減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

b. 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 派遣契約に係る取引及び準委任契約に係る取引

派遣契約に係る取引及び準委任契約に係る取引につきましては、履行義務は契約期間にわたり労働者及び技術力を提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

b. 受注制作ソフトウェア開発取引

受注制作ソフトウェア開発取引につきましては、開発したシステムの顧客への引き渡し又は契約上の条件を充足することにより履行義務が充足されることから、当該時点で顧客との契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

c. 商品販売取引

商品販売取引につきましては、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日以下「令和4年改正会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正につきましては、令和4年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号令和4年10月28日 以下「令和4年改正適用指針」という）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

106,473千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	2,036,200株	－株	－株	2,036,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	216株	41株	－株	257株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

令和6年6月21日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	81,439千円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	令和6年3月31日
・効力発生日	令和6年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和7年6月24日開催予定の定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	101,797千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	50円
・基準日	令和7年3月31日
・効力発生日	令和7年6月25日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	45,600株
------	---------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、短期的な運転資金は自己資金により調達し、長期的な設備資金は自己資金及び社債により調達しております。また、デリバティブは行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、売掛金などの債権について管理部主管で継続的にモニタリングしております。また、取引先ごとに期日及び残高管理を行い、財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（株式に係る市場価格の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等の把握をしております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部所からの報告等に基づき、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	293,471	293,471	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	293,471	—	—	293,471

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

事業区分	当連結会計年度
ゼネラルソリューションサービス	5,217,850
インフラソリューションサービス	1,535,388
ERPソリューションサービス	1,149,228
顧客との契約から生じる収益	7,902,467
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,902,467

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	915,667
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	996,115
契約負債（期首残高）	24,981
契約負債（期末残高）	25,742

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は24,981千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,758円49銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	195円43銭
----------------	---------

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(令和 6 年 4 月 1 日から)
(令和 7 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	404,398	354,398	354,398	2,500	5,000	2,143,986	2,151,486
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△81,439	△81,439
当 期 純 利 益						389,771	389,771
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	308,331	308,331
当 期 末 残 高	404,398	354,398	354,398	2,500	5,000	2,452,318	2,459,818

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△342	2,909,941	199,333	199,333	3,109,275
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△81,439			△81,439
当 期 純 利 益		389,771			389,771
自 己 株 式 の 取 得	△70	△70			△70
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△17,868	△17,868	△17,868
当 期 変 動 額 合 計	△70	308,261	△17,868	△17,868	290,393
当 期 末 残 高	△412	3,218,202	181,465	181,465	3,399,668

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げ方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（６年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（６年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 派遣契約に係る取引及び準委任契約に係る取引

派遣契約に係る取引及び準委任契約に係る取引につきましては、履行義務は契約期間にわたり労働者及び技術力を提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

b. 受注制作ソフトウェア開発取引

受注制作ソフトウェア開発取引につきましては、開発したシステムの顧客への引き渡し又は契約上の条件を充足することにより履行義務が充足されることから、当該時点で顧客との契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

c. 商品販売取引

商品販売取引につきましては、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日以下「令和4年改正会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正につきましては、令和4年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号令和4年10月28日 以下「令和4年改正適用指針」という）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 92,067千円

(2) 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務 2,698千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高 32,515千円
営業取引以外の取引高 4,800千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	216株	41株	－株	257株

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	53,943千円
未払社会保険料	8,695
未払事業税	11,222
未払事業所税	2,656
敷金及び保証金	10,952
貸倒引当金	4,363
退職給付引当金	161,904
長期未払金	44,183
その他	4,240

繰延税金資産小計 302,163

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △49,025

繰延税金資産合計 253,138

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △83,331

繰延税金負債合計 △83,331

繰延税金資産の純額 169,806

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ノックス 株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注)	4,800	—	—

(注) 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,669円82銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	191円44銭
----------------	---------

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。